

特別傍聴席及び傍聴席（車いす用）運用基準

この運用基準は、千葉市議会傍聴規則に定める傍聴席の運用方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 特別傍聴席の使用は、乳幼児並びにその保護者及び引率者を対象とする。
- 2 特別傍聴席は、1に定めるもののほか、一般席での傍聴が困難な者及びその付添人も使用することができる。
- 3 傍聴席（車いす用）の使用は、車いす使用者及びその付添人を対象とする。
- 4 特別傍聴席及び傍聴席（車いす用）（以下「特別傍聴席等」という。）を使用しようとする者は、傍聴受付時に口頭により申し出るものとする。ただし、受付時に使用の申出をしていなくとも、空席があれば、職員に申し出た上で使用することができる。
- 5 特別傍聴席等の使用は傍聴当日の先着順とし、事前に予約することはできない。
- 6 特別傍聴席等の使用者は、議長の求めのあったとき、または秘密会を開く議決があったときは、速やかに退席しなければならない。

【参考：特別傍聴席・傍聴席（車いす用）の位置】

